徳島市子育て世帯訪問支援事業委託実施要綱

（目的）

第１条　本要綱は、徳島市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（以下「事業要綱」という。）第２条第３項の規定に基づき、徳島市子育て世帯訪問支援事業（以下「本事業」という。）の委託に必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　本要綱において使用する用語は、事業要綱において使用する用語の例による。

（委託事業者）

第３条　事業要綱第２条第２項に定める実施体制が確保できると認めた者については、次の各号に定める要件を全て満たしている者とする。

⑴　本市内に設置する事業所で、次のアからウまでのいずれかのサービス等を３年以上提供している実績を有すること。

ア　介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４１条第１項に規定する指定居宅サービスとして行う、同法第８条第２項に規定する訪問介護

イ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービスとして行う、同法第５条第２項に規定する居宅介護

ウ　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第５９条の２第１項に基づく認可外の届出を行っている、同法第６条の３第１１項に規定する居宅訪問型保育事業

⑵　次条第１号及び第２号に定める要件を満たす者を複数雇用していること。

（訪問支援員）

第４条　事業要綱第３条第１項に定める支援を行う者（以下「訪問支援員」という。）は、各号の要件を全て満たし、本事業を適切に実施できる者として市長が適当であると認めたものとする。

⑴　次の表に定める資格のいずれか１つを有する者又は研修のいずれか１つを修了した者であること

資格		・保育士 ・介護福祉士 ・看護師
研修	（介護）	・介護福祉士実務者研修

		・介護職員基礎研修 ・介護職員初任者研修 ・訪問介護員養成研修１級 ・訪問介護員養成研修２級
	（障害）	・障害者居宅介護従業者初任者研修 ・障害者居宅介護従業者養成研修１級 ・障害者居宅介護従業者養成研修２級
	（子育て）	・子育て支援員研修

⑵　次のアからウまでに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者であること。

ア　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ　児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成１１年法律第５２号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和２３年政令第７４号）第３５条の５各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ　児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号）第２条に規定する児童虐待又は児童福祉法第３３条の１０に規定する被措置児童等虐待を行った者

⑶　事業の目的、内容、支援の方法、個人情報の適切な管理や守秘義務等に関し、市長が適当と認める研修を受講した者であること。

（登録）

第５条　市長は、利用者への支援を迅速に開始するため、委託事業者に適する者を事前に募集し、登録を行い、事業の実施に関する委託契約を締結するものとする。

２　前項の登録を受けようとする者は、徳島市子育て世帯訪問支援事業者登録申請書（様式第１号）に次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　概要書（様式第２号）

⑵　訪問支援員予定者一覧

⑶　事業者が第３条第１号の要件に該当することを証する書類

⑷　訪問支援員予定者が第４条第１号の資格又は研修を修了したことを証する書類

⑸　訪問支援員予定者が第４条第２号の要件に該当することを申告する書類

３　市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、速やかに登録の可否を決定し、徳島市子育て世帯訪問支援事業者登録決定・却下通知書（様式第３号）により、申請者に通知しなければならない。
４　市長は委託事業者が提出した概要書に記載した内容をホームページで公開するものとする。

（登録の期間）
第６条　登録の有効期間は、前条の規定による登録の通知のあった日の含まれる年度の翌々年度末までとする。ただし、当該登録の有効期間内であっても事業の実施を保証するものではない。

（登録内容の変更）
第７条　委託事業者は、事業所の概要書の内容に変更があったときは、徳島市子育て世帯訪問支援事業者登録変更届（様式第４号）に変更後の団体の概要書その他変更後の書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

（登録の更新）
第８条　第６条の規定による登録の期間満了後、引き続き登録を受けようとする場合は、徳島市子育て世帯訪問支援事業者登録更新申請書（様式５号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。
２　前項の場合においては、第５条を準用する。

（登録の取消し）
第９条　市長は、委託事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委託契約を解除し、その登録を取り消すことができる。登録を取り消したときは、徳島市子育て世帯訪問支援事業委託事業者取消通知書（様式第６号）により当該団体に通知するものとする。
⑴　第３条に規定する要件を満たさなくなったとき
⑵　偽りその他不正の手段により登録を受けたと判明したとき
⑶　前条に定める登録の更新を申請しないとき
⑷　委託業務の実施に関し、不適切な行為があったとき
⑸　当該登録団体から登録抹消の申し出があったとき
⑹　その他市長が取り消す必要があると認めたとき

（委託業務）

第１０条　委託事業者に委託する業務は、事業要綱第３条第１項の支援の実施及び次の各号に掲げる支援に付随する業務とする。

⑴　支援の実施に適した訪問支援員の選定・派遣（派遣１回につき１名を原則とする。）

⑵　利用計画の作成・市長への提出

⑶　支援に関する本市及び利用者との連絡・調整

⑷　業務に必要な書類の作成

⑸　委託料請求事務、利用者負担額の徴収事務

⑹　利用者からの支援に関する問い合わせへの対応

⑺　徳島市要保護児童対策地域協議会からの出席依頼に基づく利用者に関する支援の検討会議（個別ケース検討会議等）への出席

（支援の依頼）

第１１条　市長は、事業要綱第５条第２項により利用の決定を行った場合は、第５条第１項の委託契約を締結した者の中から適切な事業者を選定し、徳島市子育て世帯訪問支援依頼書（様式第７号）により利用者及び決定内容について通知し、支援の依頼を行う。

２　前項の依頼があったときは、委託事業者は、事業要綱第６条に基づき利用計画を策定し、徳島市子育て世帯訪問支援受託書（様式第８号）に添えて市長に提出するものとする。

（費用）

第１２条　本事業の実施に関する費用は、次の表に定める額とする。

（円）

世帯区分	家事支援、育児・養育支援の提供			事前訪問費（事前訪問依頼１回あたり、交通費・事務費を含む。）
	派遣料（総訪問時間数１時間あたり）	交通費（訪問回数１回あたり）	事務費（訪問回数１回あたり）	
全世帯	３，３００	２，０００	１，５００	３，０００

（委託料）

第１３条　委託料は、各月ごとに、次の各号に定める算定方法により算定した額の合算額とする。

⑴　家事支援、育児・養育支援の提供

ア　派遣料については、家事支援、育児・養育支援を提供した総訪問時間数（以下「総訪問時間数」という。）に前条の表に定める額を乗じて得た額から事業要綱第７条第１項の規定に基づき利用者から徴収する負担額(以下「利用者負担額」という。）を差し引いた額とする。ただし、総訪問時間数に１時間未満の端数があるときは、当該端数に対する委託料として、端数が３０分未満の場合は前条の表に定める費用の２分の１に相当する額、３０分以上の場合は前条の表に定める額を加算する。

イ　交通費については、訪問回数に前条の表に定める額を乗じて得た額とする。ただし、利用者の不在等利用者の責による理由により、支援が実施できなかった回数がある場合は、当該回数を訪問回数に加算する。

ウ　事務費については、訪問回数に前条の表に定める額を乗じて得た額とする。

⑵　事前訪問費は、第１２条第１項に定める依頼に基づき事前訪問を行った回数に、前条の表に定める額を乗じて得た額とする。

２　１回の訪問につき、訪問支援員を複数派遣した場合の委託料の算定においては、前項第１号アの総訪問時間数を派遣した訪問支援員それぞれの訪問時間数の合計とする。

（報告）

第１４条　委託事業者は、支援を行った利用者ごとの「徳島市子育て世帯訪問支援事業履行確認書」（様式第９号）及び「徳島市子育て世帯訪問支援事業支援内容報告書」（様式第１０号）を作成し、翌月１５日までに市長に提出し、履行状況の確認を受けなければならない。

２　前項の報告書等のほか、利用者の状況や委託契約に関する事項を確認するため、市長が必要と認める場合には別途報告を求めることができる。

（請求）

第１５条　委託事業者は、前条第１項の履行状況の確認を受けた後、「徳島市子育て世帯訪問支援事業月別実績報告書」（様式第１１号）に請求書を添えて、委託料を市長に請求するものとする。

２　市長は、前項の規定により適法な請求を受けたときは、３０日以内に市長の指定する場所において委託事業者に支払うものとする。

（帳票類の整備等）

第１６条　委託事業者は、事業の適正な実施を確保するため、支援に関する記録及びその他必要と認める帳票類を整備し、事業終了から５年間保存することとする。

２　委託事業者は、本市からの受託業務についての調査や求められた事項の報告に応じることとする。

（留意事項）

第１７条　訪問支援の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意して実施するものとする。

⑴　本事業に関して取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び本市関連規程を遵守すること。

⑵　支援の際、訪問支援員は事業者が発行する身分証明書を携行し、保護者及び児童、保育施設や学校等教育機関から求められた場合は、必ず提示すること。

⑶　委託事業者は、法令を遵守するとともに、訪問支援員が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組むこと。

⑷　委託事業者は、本市が実施する本事業に関する基礎的研修への参加の他、訪問支援員に対して必要な研修を実施又は受講させ、資質の向上に努めること。

（事故及び損害の責任）

第１８条　業務により生じた事故及び損害（以下、これらを総称して「事故等」という。）については、本市に故意または重過失のない限り、委託事業者がその負担と責任において処理にあたるものとする。業務により事故等が生じた場合は、速やかに事業責任者が市長へ口頭及び書面で報告することとする。

２　本業務を実施するにあたり、委託事業者は業務により生じた事故等を補償するための傷害保険・賠償責任保険等に加入し、当該保険証券等の写し等を市長に提出することとする。

（委任）

第１９条　この要綱に定めるもののほか、事業者への委託に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、令和６年７月１日から施行する。

附　則　（改正　令和８年４月１日）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。